

大分市ブランド認証基準

大分市ブランド認証制度実施要領第5条に規定する大分市ブランドとして認証するための認証基準等を以下のとおり定める。

1. 大分市ブランド認証加工品

大分市ブランド認証加工品とは、以下の全てに該当するものを言う。

- (1) 本市の特色を活かしている
- (2) 安定した製造または販売をしている

2. 認証基準

(1) コンセプト

- ア 大分市をイメージできる加工品であること。
- イ アイデアやストーリー性があり、付加価値の高い商品であること。

(2) 独自性・希少性

- ア 他の類似商品に比べ、独自性や希少性があり、流通、販売段階での優位性があること。
- イ パッケージデザインやネーミング等が優れ、消費者が購入したいと思わせるものであること。

(3) 信頼性・安全性

- ア 品質を維持、向上させるための取組や技術的な裏付けがあること。
- イ 品質表示が適正であり、消費者に対し、誤解を招く表現、表示となっていないこと。

(4) 市場性・将来性

- ア 商品の販売実績があり、販売体制が整っていること。
- イ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産または販売が見込まれ、販路拡大が期待できること。

(5) 品質等

- ア 食味、風味、品質等が優れていること。
- イ 大分市産農林水産物等の地域資源を使用していること。

この基準は、平成29年11月15日より適用する。